

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1～問4に答えなさい。

問1

次の表は、「経営に資するブランドライセンスの在り方と商標部門の役割 2009年 商標委員会第2小委員会」（知財管理59巻4号）に基づき、ブランドライセンスを行う場合の留意事項をまとめたものである。ア～ウを比較して、空欄 1 ～ 4 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

ステップ	留意事項の概要	対応の具体例
ステップ1	使用規定の明確化	1
ステップ2	社内手続のマニュアル化	2
ステップ3	契約内容の確認	3
ステップ4	使用管理	4

- ア 1 = ライセンスの可否決定をする協議体・権限者、申請フロー、申請書類の書式の整備  
 2 = ライセンス対象となるブランド毎に、ライセンシーの適格要件を定める  
 3 = ライセンスに伴うロイヤリティの計算方法、報告・支払期限を明確に記載
- イ 2 = ライセンスの可否決定をする協議体・権限者、申請フロー、申請書類の書式の整備  
 3 = 策定済みのブランド使用基準の内容を契約に盛り込む  
 4 = 自社のブランド戦略やブランドの使用規定について理解を深めるための啓発セミナー等を実施
- ウ 1 = ライセンスの可否決定をする協議体・権限者、申請フロー、申請書類の書式の整備  
 3 = ライセンスに伴うロイヤリティの計算方法、報告・支払期限を明確に記載  
 4 = ライセンシー側のブランド管理の窓口を明確にする

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問2

次の文章は、「経営に資するブランドの研究—ブランドで経営を考える— 2011年3月 商標委員会 日本知的財産協会」に基づき、ブランド拡張について説明したものである。ア～ウを比較して、空欄〔1〕～〔4〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

ブランド拡張とは、既に構築・確立された既存ブランドを他の商品や異なるカテゴリーに展開する方法である。ブランド拡張では、ブランド戦略のうち、マスターブランド戦略や〔1〕が選択されやすい。ブランドの拡張は、大きく〔2〕と「カテゴリー拡張」の2つに分けられる。〔2〕とは、〔3〕で新商品をブランド化するときに〔4〕拡張する方法である。

ア 〔1〕=個別ブランド戦略

〔3〕=新たな市場（商品市場・顧客市場・価格市場）

〔4〕=既存ブランドを用いて

イ 〔1〕=サブブランド戦略

〔2〕=「ライン拡張」

〔4〕=既存ブランド内で

ウ 〔2〕=「シフト拡張」

〔3〕=既存ブランドと同じ商品市場内

〔4〕=既存ブランドを用いて

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問3

X社の知的財産部の部員甲と乙が、ブランド拡張のメリット及びデメリットについて、会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ブランド拡張のメリットは、どのようなものが挙げられますか。」  
乙 「まず、既存ブランドの認知と顧客基盤がありますので、新商品や新サービスが1つ失敗したとしても、既存ブランドのイメージ悪化を防止できるという点が考えられます。」
- イ 甲 「そのほかに考えられるメリットはありますか。」  
乙 「新商品や新サービスは既存ブランドイメージからの連想で、消費者のブランドイメージの受け入れが容易になります。これにより、新ブランドの開発コストを削減できます。」
- ウ 甲 「逆に、ブランド拡張のデメリットとしては、何が考えられますか。」  
乙 「既存ブランド市場とかなり異なる市場で同じブランドを使用すると、消費者の混乱を招いたり、マイナスのイメージを想起させたりするおそれがあります。」
- エ 甲 「他には特にデメリットは考えられませんか。」  
乙 「拡張された商品がマスターブランドと一貫性がない場合、既に広く認知されている市場とは関連性の低い市場へブランドを拡張した結果、マスターブランドとのつながりが弱まり、ブランドイメージの低下につながる可能性があります。」

問4

ア～ウを比較して、ブランドの評価手法に関する説明として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア ある会社の2年後の商標に起因する超過収益が900万円であり、割引率が20%である場合、当該超過収益の現在価値は750万円となる。
- イ リリーフ・フロム・ロイヤリティ・アプローチは、商標権等を取得することにより、支払が免除されることとなるロイヤリティ相当額を見積もり、商標価値を算定する手法である。
- ウ ある会社が保有する商標の今年度のロイヤリティ相当額が100万円で、割引率が15%、売上の成長率が5%である場合、リリーフ・フロム・ロイヤリティ・アプローチを用いた当該商標の価値は、500万円となる。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 2 弁理士甲が、クライアントに対し、2015年4月より可能になった新しいタイプの商標の出願方法について説明している。問5～問7に答えなさい。

問5

ア～エを比較して、次の甲の発言の空欄 1 に入る語句として、最も不適切と考えられるものはどれか。

「今回の改正により、新しいタイプの商標、例えば 1 について出願が可能になりました。」

- ア 音商標
- イ 色彩のみからなる商標
- ウ におい商標
- エ 動き商標

問6

ア～エを比較して、次の甲の発言の空欄 1 に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

「新しいタイプの商標について出願をする際には、願書の記載方法が少し異なります。従来通り【商標登録を受けようとする商標】欄に商標態様を記載する他、その下に出願する商標のタイプ、例えば【位置商標】との記載をする必要があります。さらに、1を除き、【商標の詳細な説明】欄を設け、商標の具体的な内容説明を記載することによる商標の特定が必要になります。」

- ア 音商標
- イ 色彩のみからなる商標
- ウ におい商標
- エ 動き商標

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問7

ア～エを比較して、次の甲の発言の空欄〔1〕～〔2〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

「〔1〕についてのみ、商標法第5条第4項の物件として、〔2〕を添付する必要があります。」

- ア 〔1〕=音商標  
〔2〕=その音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-R
- イ 〔1〕=色彩のみからなる商標  
〔2〕=5色彩を特定するための色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方等について記載した説明書類
- ウ 〔1〕=におい商標  
〔2〕=においを含ませた脱脂綿を入れたボトル
- エ 〔1〕=動き商標  
〔2〕=動き商標を構成する標章の説明と、時間経過に伴う標章の変化の状態について具体的に記載した説明書類

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 3 X社は、商標「ABC」に係る登録出願について、米国の法人であるY社の登録商標「ABC'」を引用商標として、商標法第4条第1項第11号に該当するとの拒絶理由通知書を受領した。そこで、X社の知的財産部の部員甲は、対応を検討している。問8～問9に答えなさい。

問8

ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社がY社のグループ企業の1つである場合、X社とY社の関係を示す資料を提出すると共に、両者が関連企業である旨を意見書で主張すれば、拒絶理由が解消する可能性がある。
- イ 引用商標について登録原簿を確認したところ、拒絶理由通知書が発行される1カ月前に商標権の存続期間が満了していた。この場合、その旨を意見書で主張しても、存続期間の満了後1年以内のものである場合は商標「ABC」は原則として登録にならないが、Y社による更新申請をしない旨記載した書面を作成し、存続期間の更新がないことが明らかな場合は、登録になる可能性がある。
- ウ Y社に商標「ABC'」に係る商標権を譲り受ける交渉をしたところ、「譲渡には応じられないが、X社の商標が登録されることには同意するので letter of consent を発行してもよい。」という返事をもらった。この場合、意見書に letter of consent 及びその翻訳文を添付して、「Y社は、X社が商標『ABC』について商標登録を受けることに同意している」との主張をすれば、X社は登録を受けられる可能性がある。
- エ Y社に商標「ABC'」に係る商標権を放棄してもらうことになった。この場合、商標権を放棄する旨記載した書面にY社の代表者が署名したものを意見書に添付して、「Y社は商標『ABC'』に係る商標権を放棄した」との主張をすれば、X社は登録を受けられる。

問9

甲ら知的財産部で対応を協議した結果、X社は、商標「ABC」に係る登録出願をY社に一旦譲渡し、その出願が登録された後にY社から再譲渡してもらう（以下「アサインバック」という）契約を締結することになった。X社とY社によって、次の契約書の案文が作成された。そこで、甲は契約に不備がないか検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

Trademark Right Assignment Agreement

THIS AGREEMENT, effective as of the latest date signed below (hereinafter referred to as “ the Effective Date ”), is made and entered into by and between Y, Inc. having its principal place of business at \*\*\*, USA (hereinafter referred to as “ Y ”) and X Kabushiki Kaisha, a Japanese corporation having its principal place of business at \*\*\*, Tokyo, Japan (hereinafter referred to as “ X ”).

WITNESSETH:

WHEREAS, Y is the holder of the Japanese trademark registration No. \*\*\*\*\* for the mark “ ABC ” in International Class \*\*.

WHEREAS, X is the applicant of the Japanese trademark application No. 2016-\*\*\*\*\* for the mark “ ABC ” in International Class \*\*.

NOW THEREFORE, THE PARTIES HEREBY AGREE AS FOLLOWS:

Section 1 (Assignment of the international registration in respect of Japan)

- (1) X hereby assigns the rights deriving from the application for trademark registration to Y.
- (2) Once the application is registered in Japan, Y shall further assign the registration back to X.
- (3) The necessary procedures for recording the assignment set forth in (1) above with the Japan Patent Office shall be completed by X without delay after this Agreement shall be made effective, under mutual cooperation between Y and X.

(次ページに続く)

(4) The necessary procedures for recording the assignment set forth in (2) above with the Japan Patent Office shall be completed by X once the application shall be registered in Japan, under mutual cooperation between Y and X.

(5) The expenses relating to the procedures set forth in (3) and (4) above shall be borne by X.

Section 2 (Compensation)

...

Section 3 (Obligations)

...

Section 4 (Avoidance of confusion)

When X uses their trademark “ABC” in Japan, they shall use “ABC by X” to discriminate it from the trademark “ABC” of Y.

Section 5 (Validity)

...

Section 6 (Succession of rights)

This Agreement is binding upon the parties and their respective subsidiaries, affiliates and successors. This Agreement is personal to the parties and neither party may assign the benefit of this Agreement to a third party who is not a subsidiary, affiliate or successor of the assigning party, without the prior written consent of the other party.

Section 7 (Effective Date)

This Agreement shall be made effective as of the latest date signed below and it shall continue its effect as long as the mark “ABC” remains registered in Japan.

Section 8 (Entire agreement)

...

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have signed and executed this Agreement on the latest date signed below and have hold and keep a copy respectively.

(次ページに続く)



【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

For: Y, Inc.

...

For: X Kabushiki Kaisha

...

- ア Section 4によれば、X社は日本で商標「ABC」を使用する際には、「ABC by X」と表記しなければならないが、このような条項はX社にとって非常に不利益であるので、削除したほうがよい。
- イ Section 6によれば、原則として本契約の利益を第三者に譲渡することはできないと規定されているが、互いに自由に譲渡できたほうがよい。
- ウ Section 7によれば、Y社の商標「ABC'」に係る商標権が存続する限り、本契約は有効となっているが、商標権は10年毎に更新手続が必要なため、有効期間は、契約時点での商標「ABC'」に係る商標権の存続期間満了時までとしかできない。
- エ アサインバックには、手続の煩雑さや、出所の混同の可能性等の問題があるため、アサインバックによって登録が可能であっても、慎重に検討しなければならない。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 4 下着の製造販売業者であるX社は、「HAPPY」なる登録商標を保有している。今般、小売事業者のY社から、X社に対して、同商標を日本国内で独占的に使用したい旨の申入があったため、Y社に対して次の通り、ライセンス契約書（案）を作成した。問10～問11に答えなさい。

ライセンス契約書（案）

X株式会社（以下「甲」という）とY株式会社（以下「乙」という）は、甲が所有する商標権について、次の通り契約を締結する。

第1条（定義）

本契約において「本商標」とは、甲の所有に係る下記登録商標をいう。また、本契約において、「本商標権」とは、本商標に係る商標権をいう。

- ① 商標登録 第〇〇〇〇〇〇号
- ② 商標名 「HAPPY」
- ③ 指定区分及び指定商品 第25類 被服

第2条（使用権の範囲）

甲は、本商標権について、乙に対し、次の範囲で専用使用権を設定する。

- ① 使用地域 日本
- ② 使用商標 HAPPY
- ③ 使用商品 ジャケット、コート
- ④ 使用内容 本商標を付した商品の販売

第3条（商標の使用及び禁止）

乙が本契約により販売するすべての商品及びその包装には本商標を使用しなければならない。

2. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、第2条で定める使用商品の製造を第三者に委託してはならないものとする。

第4条（本契約の対価） （略）

第5条（商品の検査及び商品見本の提供）

乙は、第2条で定める使用商品を販売するときは、そのサンプルを甲に対し、無償で提供するものとし、乙は甲の事前の承認を得ることなく使用商品を販売してはならない。甲は、別紙（省略）で定める承認の手續に従い前記サンプルを検査するものとする。

第6条（秘密保持） （略）

第7条（契約有効期間）

本契約は、契約締結の日から平成36年5月10日まで有効とし、当該期間満了日の3カ月前までにいずれの当事者からも相手方に書面にて契約の終了の意思表示がなされない限り、さらに本契約と同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（次ページに続く）

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

第8条（本契約の解約）（略）

第9条（契約終了後の措置）（略）

第10条（協議）（略）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつ保有する。

平成〇〇年〇月〇日

（甲） 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

X株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

（乙） 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

Y株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

問10

ライセンス契約書案の内容について、X社の担当者丙と丁が会話をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 丙 「企画部の情報によると、わが社では、将来レインコートの製造販売を予定しているらしいのですが、ライセンス契約上、問題はないですか。」
- 丁 「はい、そのために、分割譲渡ではなく、ライセンス契約にしたので大丈夫です。」
- イ 丙 「第3条では、乙は、わが社の書面による承諾がない限り、使用商品の製造を第三者に委託してはならないことが規定されていますが、第三者に販売について通常使用権を許諾することについては規定が見当たらないようですが、問題ないですか。」
- 丁 「ご指摘の通りでした。商標法では、何ら制約がないので、契約で明示的に定めなければ、乙はわが社の承諾なく通常使用権を設定できます。修正しておきます。」
- ウ 丙 「本商標権の存続期間は、平成35年5月10日までですが、乙の使用権の登録期間について規定がないようです。わかりやすいように、第7条の本契約期間満了までとしておいたほうがよいのではないですか。」
- 丁 「いいえ、使用権の設定登録は、商標権の存続期間を超える期間を登録することはできませんので、明記するとすれば、最長でも平成35年5月10日ということになります。」
- エ 丙 「製造物責任についての規定がないのですが、わが社は、乙の商標の使用について製造物責任を負う可能性はないのですか。」
- 丁 「はい、ライセンサーである商標権者は製造業者にあたらぬので、特許権のライセンスと異なり、製造物責任を負うことはありません。」

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問11

ア～エを比較して、第5条（商品の検査及び商品見本の提供）について、X社の担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 乙は、第2条で定める使用商標とは非類似の自社のブランドを併記した態様で使用するようであるが、これはわが社の商標権と関係のない部分なので、第5条の検査においては特に注意を要しない。
- イ 乙が、使用商標を使用すると第三者の販売するコートやジャケットと混同を生じさせる可能性があるということを認識していた場合には、本商標の登録が取り消される可能性があるので、第5条の検査では、乙の上記のような認識の有無を聴取等して検査することが必要である。
- ウ 乙が使用商標を使用することによって、品質の誤認が生じるような場合、ライセンス契約が無効になって取り消されるので、品質誤認が生じないように注意を要する。
- エ 乙が、第2条で定める範囲内で使用商標を使用している場合でも、第5条の検査を怠ると、わが社は、商標権者として、使用権者たる乙に対する監督義務違反に問われる可能性がある。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 5 菓子メーカーX社は、次の内容の商標登録を所有しているところ、この度、Y社より当該商標登録の全指定商品について不使用取消審判の請求を受けた。

X社所有の商標登録の概要

商標： 「ぽとーる」

指定商品： 第30類「菓子、チョコレート飲料」

出願日： 2010年5月21日

登録日： 2010年12月24日

現在X社は、チョコレート菓子及びチョコレート飲料「ポトール」を販売しており、X社の商品の中でも売行のよい人気商品となっている。X社の法務部の部員甲は、事業部の部員乙とともに今回の審判への対応を検討している。問12～問13に答えなさい。

問12

ア～エを比較して、商標の態様について、次の乙の発言を受けた甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

乙の発言：

「新ブランドとしての商標採択当初は平仮名「ぽとーる」に決定し、商標登録後、約半年程はその態様で商品を販売していました。しかし売行が芳しくなかったため商標の態様を見直し、片仮名「ポトール」に変更したところ、売上が好調に伸びたことからそのまま使用を継続し、現在に至ります。」

- ア 今回の取消しを免れるには登録商標を使用している必要があるところ、X社が商標登録の約半年前から現在まで継続して使用している商標は片仮名表記であり、平仮名表記の登録商標と同一でないことから登録商標の使用とは認められない。よって、商標登録の取消しは免れないと考えた。
- イ X社が商標登録の約半年前から現在まで継続して使用している商標は片仮名表記であるが、平仮名である登録商標の文字表示を変更したに過ぎず同一の称呼を生ずることから、登録商標と社会通念上同一と認められる。よって、「ポトール」について適切な使用証拠を提出すれば登録を維持できると考えた。
- ウ 現在の片仮名の態様での使用を続ける前提では平仮名の登録商標の使用とは認められないが、すぐに登録商標と同一の平仮名に商標を変更して使用を開始し、これまでの片仮名での使用証拠と併せて平仮名での使用証拠も提出すれば、登録商標の継続使用として登録を維持できると考えた。
- エ 現在の片仮名の態様での使用証拠では平仮名の登録商標の使用とは認められないが、登録後半年程度は登録商標と同一の平仮名で使用していたということなので、その当時の使用証拠を提出すれば取消しを免れると考えた。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問13

ア～エを比較して、使用状況に関する次の乙の発言を受けての甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

乙の発言：

「本ブランドのチョコレート菓子の販売を開始して約5年経ちます。実は、チョコレート飲料については、商標登録後に商品展開を開始した際、チョコレート菓子とともに同ブランド名で販売したのですが、売上が伸び悩み、2年半程で販売を終了しました。しかしここにきてチョコレート菓子の売上が大変好調で知名度も安定してきたので、数カ月後にチョコレート飲料を再度販売する予定です。」

- ア そもそも現在商標を使用している商品はチョコレート菓子であるところ、指定商品の記載には「チョコレート」が明示されていないため、指定商品の使用とは認められず、不使用取消しは免れないと考えた。
- イ チョコレート菓子についての適切な使用証拠を提出することで指定商品中「菓子」の不使用取消しは免れる。しかし、もう1つの指定商品「チョコレート飲料」については、現在使用していないため使用証明ができず取消しとなると考えた。
- ウ チョコレート菓子についての適切な使用証拠を提出することで指定商品中「菓子」の不使用取消しは免れる。もう1つの指定商品「チョコレート飲料」については、数カ月後の販売予定を早めてすぐに使用を開始し、答弁を延期しながら過去に販売していた2年半分の使用証拠に新たな使用証拠を加えた3年分の資料を提出することで不使用取消しを免れると考えた。
- エ 請求を受けた指定商品のいずれかについて使用証明ができればよいことから、チョコレート菓子についての適切な使用証拠の提出により「菓子」について使用証明ができれば、「チョコレート飲料」についても不使用取消しを免れると考えた。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

6 問14～問34に答えなさい。

問14

文具メーカーX社は、数カ月後に新しいタイプの消しゴムを販売予定であり、ブランド名を「PENTAN」にしようと考えている。商標出願を行うにあたり、事前に先行商標調査を行ったところ、類似する可能性のある他社所有の商標登録が1件見つかった（但し、調査対象とした指定商品及び引用商標の情報は次の通りである）。ア～エを比較して、X社の法務部の部員甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

※商標調査対象とした出願予定の指定商品

「文房具類」（第16類）

※発見された先行商標

商標：「PENTAM」（標準文字）

指定商品：「鉛筆」（第16類）

出願日：平成22年月7月7日

登録日：平成23年1月14日

- ア 先行商標の指定商品は「鉛筆」であることから、出願時に指定商品を自社が使用する「消しゴム」に限定すれば先行商標が障害となることはなく、問題ないと考えた。
- イ 先行商標は出願しようとしている商標と同一ではなく、審査で先行商標が引用されたとしても非類似を主張すれば登録を得られる可能性が高いため、それほど深刻な障害にはならないと考えた。
- ウ 先行商標は登録から3年以上が経過していることから、使用状況を調査し、使用していないようであれば不使用取消審判を請求する方法があると考えた。
- エ 先行商標との類似性を解消すべく、「PENTAN」の字体を丸みを帯びた太字にし、さらに白抜きの態様にして出願しようと考えた。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問15

靴メーカーX社は、創立100周年を記念して、商品企画部において、新商品の靴の製造販売を検討している。商品企画部では、新商品の靴のデザインを外部のデザイン会社であるY社に依頼することとした。Y社では、デザイナーである従業員の甲及び乙が担当し、甲及び乙で靴のデザインAを創作した。X社の商品企画部は、知的財産部にデザインAについての意匠登録出願を依頼し、知的財産部の部員丙が担当することとなった。ア～エを比較して、部員丙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、X社及びY社において、職務創作の取扱に関する規程は設けられておらず、また、意匠登録を受ける権利の承継について、別段の定めはないものとする。

- ア 「甲がデザインAに係る意匠登録を受ける権利の持分を譲渡するためには、乙の同意が必要です。」
- イ 「甲及び乙はY社の従業員であるので、一旦Y社が意匠登録出願し、その後に名義変更の手続をしなければ、わが社はデザインAに係る意匠の意匠登録出願人となることはできません。」
- ウ 「わが社の従業員丁が、靴についてデザインAと類似するデザインBを独自に創作した場合には、わが社は、甲及び乙の同意を得なければ、デザインBに係る意匠登録出願をすることはできません。」
- エ 「Y社がデザインAについて意匠登録出願Qをした後に、甲及び乙が靴についてデザインAを改良したデザインCを独自に創作した場合に、意匠登録出願Qに基づいて国内優先権を主張して、意匠登録出願Rをすることができます。」



【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問16

時計メーカーX社は、新規な置き時計を開発した。この置き時計の特徴は、時刻の表示部分であり、特に時刻の表示部に表示される画像aが独創的なデザインである。X社の知的財産部の部員甲は、この置き時計について、画像aを含む置き時計の全体意匠である意匠登録出願Aと、画像aについての部分意匠である意匠登録出願Bの出願を検討している。ア～エを比較して、部員甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 画像aを含む置き時計に関して、願書の意匠に係る物品の欄に「置き時計用画像」と記載することにより、意匠登録出願Aについて意匠登録を受けることができる。
- イ 置き時計の時刻の表示部に表示された画像aが、置き時計の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、置き時計に記録される画像である場合には、意匠登録出願Aについて意匠登録を受けることができる。
- ウ 意匠登録出願Aと意匠登録出願Bの両出願は、画像aに関する点で共通しているので、両出願について、意匠登録を受けるためには、意匠登録出願Aを本意匠とし、意匠登録出願Bを関連意匠として、出願することにより、両出願について意匠登録を受けることができる。
- エ 意匠登録出願Bについて、部分意匠として意匠登録を受けるためには、図面における意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の意匠の説明の欄に記載することが必要であり、特定する方法としては、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く方法以外には、認められない。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問17

デザイン創作の保護法としては意匠法と著作権法が挙げられる。実用品に関するデザインは、意匠法により保護されるが、一方で著作権法においてもそれが美術の著作物に該当するものであれば保護され得るものであり、純粋美術に対して応用美術と呼ばれている。ア～エを比較して、応用美術の保護に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠法と著作権法を比べると、意匠法に比べ著作権法による保護期間は長い。また権利侵害の場面では、意匠制度では依拠性がなくとも侵害となるのに対して、著作権制度においては依拠性がなければ侵害とならないなどの違いがある。
- イ 実用品のデザインについて、一旦、製品化し大量販売されるなど産業上利用された後には著作権法ではなく意匠法による保護しか受けることができない。
- ウ 著作権法の条文においては、美術工芸品が美術の著作物に含まれることが規定されているが、美術工芸品以外の応用美術が美術の著作物として保護されるかは、著作権法上不明である。
- エ TRIPP TRAPP事件控訴審判決（知財高裁平成27年4月14日判決）では、幼児用椅子のデザインについて、幼児用椅子としての機能に係る制約により、選択の余地なく必然的に導かれるものということとはできないとして、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）の両方をはめ込んで固定している点並びに②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において著作物性が認められると判断された。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問18

X社は、指定商品・指定役務を第21類「食器類」及び第35類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする商標「ABC」に係る登録出願について、Y社の登録商標「ABC'」を引用商標として、商標法第4条第1項第11号に該当するとの理由により、拒絶査定を受けた。そこで、X社は、拒絶査定不服審判の請求を検討している。ア～エを比較して、X社の考え又は対応として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社の登録商標「ABC'」に係る指定商品は第32類「ビール」である。X社のメイン事業は野菜の販売であるため、X社は拒絶査定不服審判の請求と同時に、第35類の指定役務を「野菜の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に補正したいと考えている。補正後の役務は、Y社の指定商品と類似しないが、このような補正は要旨変更には該当するため、認められない。
- イ X社は拒絶査定不服審判の請求と同日に、Y社の登録商標「ABC'」に係る指定商品と同一である、第21類「食器類」を削除する補正をしようと考えている。この場合であっても、X社が支払うべき拒絶査定不服審判に係る印紙代は、2区分に応じた額が必要である。
- ウ Y社の登録商標「ABC'」に係る指定商品は第21類「食器類」である。X社の商標「ABC」もY社の登録商標「ABC'」も、デザイン化されたものである。X社は、「ABC」も「ABC'」も文字のみでは「食器類」について識別力がないと考えている。そこでX社は、両商標はその構成全体をもって認識され、全体として非類似である旨主張したいと思っている。仮に、この反論が認められ、商標「ABC」が登録された場合、他の食器メーカーが、食器の包装箱に「ABC」の文字を使用したとしても、X社は当該他社に対し、使用の差止めを請求できない可能性がある。
- エ Y社の登録商標「ABC'」に係る指定商品は第21類「食器類」であるが、実際には「弁当箱」しか製造していなかった。そこで、X社は、Y社の商標登録中、第21類「食器類（弁当箱を除く）」について不使用取消審判を請求した。X社の出願については、拒絶査定不服審判の請求と同時に、指定商品中、第21類の指定商品を「食器類（弁当箱を除く）」と補正した。不使用取消審判によって、Y社の商標登録中、第21類「食器類（弁当箱を除く）」が取り消されれば、X社の商標は登録を受けることができる。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問19

ABC社の知的財産部の部員甲は、Y社の商標「ABCクリーム」（指定商品：第3類「ハンドクリーム」，類似群コード04C01）に係る商標登録について無効審判を請求することを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社の商標「ABCクリーム」は、他人であるABC社の「名称」を含む商標であるので、ABC社の「ABC」が著名でない場合でも、ABC社はY社の商標登録を無効にすることができる。
- イ ABC社は100年以上の歴史のある企業であり、創立以来一貫して、ハンドクリーム「ABCクリーム」を販売し続けているが、販売地は企業所在地である1都市のみである。Y社は、ABC社がまだ「ABCクリーム」について商標登録を受けていないことを奇貨として、ハンドクリームについて「ABCクリーム」の商標登録を受けた。このようにABC社の「ABCクリーム」は需要者の間に広く認識されているとはいえ、Y社の登録商標はABC社のハンドクリームと混同を生ずるおそれがある商標と認められない場合であっても、ABC社はY社の商標登録を無効にできる可能性はある。
- ウ ABC社の商標「ABC」は建築業界において著名な商標である。Y社はその著名性に目をつけ、ハンドクリームについて「ABCクリーム」の商標登録を受け、当該ハンドクリームを販売している。このようなケースであっても、商品及び役務の出所の混同を生ずるおそれがない場合には、ABC社はY社の商標登録を無効にすることはできない。
- エ ABC社の香水「ABC」は、テレビや雑誌での広告により広く知られ、若者の間で大人気となっていたが、いまだ商標「ABC」を香水（類似群コード04C01）について商標登録を受けていなかった。そのような中、顧客から「ABC社はハンドクリームも売っているのか」という問い合わせを多数受けたが、それはY社の「ABCクリーム」のことであった。このような場合、ABC社は、自社の商標「ABC」を引用商標として、商標法第4条第1項第15号を理由に、Y社の商標登録を無効にできる。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問20

国内メーカーX社の事業部の部員甲と知的財産部の部員乙が、今年更新期限が到来する自社所有の商標登録の更新手続について相談している。ア～エを比較して、次の甲と乙の会話の空欄  ～  に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「今年更新期限を迎える商標登録は5件あります。そのうち3件は弊社の主要ブランドとして展開中ですので更新する予定です。残り2件については、予算の関係もあり、どうするか迷っています。1つは、現在使用中ですが、数カ月後に販売を終了する予定です。とはいえ、商品自体は在庫を含め数年は市場に流通すると考えられます。もう1つは、現在は使用していないのですが、2年後あたりに使用を再開する案があります。」
- 乙 「まず、更新にかかる印紙料ですが、2016年4月から  %引き下げられ、1件（1区分）につき10,000円近く減額になりました。従来の予算のもとでは少し余裕ができるのではないのでしょうか。そこで、迷われている2件については、いずれも数年権利を維持しておけると好ましいようなので、今回は分割納付する方法で前期分の更新登録料を納付し、まずは  年間権利を維持しておくのはいかがでしょうか。分割納付の際の印紙料も  %引き下げになったので、予算的にはそう問題にならないはずです。」

- ア  = 10  = 3  
イ  = 10  = 5  
ウ  = 20  = 5  
エ  = 20  = 3

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問21

東京を本社とする家具メーカーX社は、斬新なデザインの椅子Aを開発した。X社は、日本国内で椅子Aの製造販売を予定しており、椅子Aの販売についての販売代理店契約をY社との間で締結することを予定している。ア～エを比較して、X社の考えとして最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社との間で椅子Aの販売に関して口頭で合意しただけで、なんら書面での契約が交わされなかった場合、販売代理店契約は成立しない。
- イ X社とY社は交渉の結果、販売代理店契約の内容につき合意をした。X社からX社の代表者の記名押印がなされた販売代理店契約書を送付したのに対し、Y社からは当該販売代理店契約書にY社の代表者の記名押印をして送り返した旨の連絡が来た場合、当該連絡を受けた段階で販売代理店契約が成立する。
- ウ X社とY社は交渉の結果、販売代理店契約の内容につき合意をした。X社が、ウェブ上の自社のホームページに販売代理店申込のためのページを作成し、当該ページにY社に必要記載事項を記入してもらった上で申込ボタンを押してもらった形で販売代理店契約を締結したいと考えている場合、当該申込ボタンをY社が押した時点で販売代理店契約が成立する。
- エ X社とY社は交渉の結果、販売代理店契約の内容につき合意をした。Y社との間で締結した契約の名称は、「権利譲渡契約書」となっているが、当該契約の内容は、椅子Aの販売についての販売代理店としての業務内容等X社とY社との交渉の結果合意した内容が記載されている場合、当該契約は有効である。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問22

東京を本社とする家具メーカーX社は、新しいデザインの机Pを開発した。X社は、世界各国で机Pの製造販売を予定しており、机Pの販売についての販売代理店契約を販売代理店と締結することを予定している。ア～エを比較して、考えとして最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア ロサンゼルスを拠点とするY社から販売代理店契約書が送られてきたが裁判管轄に関する条項の文言が「契約内容との関係の有無にかかわらず、当事者間のあらゆる紛争は、カリフォルニア州の裁判所を管轄とする。」となっている。当該契約が成立した場合、X社が東京地方裁判所に訴訟提起したとしても、東京地方裁判所から請求却下とならない可能性が高い。
- イ 大阪を拠点とするZ社から販売代理店契約書が送られてきたが裁判管轄に関する条項の文言が「契約内容との関係の有無にかかわらず、当事者間のあらゆる紛争は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。」となっている。当該契約が成立した場合、X社が東京地方裁判所に訴訟提起したとしても、東京地方裁判所から請求却下となる可能性が高い。
- ウ X社は東京地方裁判所を専属的裁判管轄にしたいが、W社はインドを拠点としていることを考慮して、販売代理店契約における裁判管轄に関する条項の文言を「本契約に起因し又は関連する一切の紛争は、W社が訴訟を提起する場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、X社が訴訟を提起する場合は、ニューデリー地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。」としたい。この内容で契約が成立した場合、X社が東京地方裁判所に訴訟提起したとしても、東京地方裁判所から請求却下とならない可能性が高い。
- エ X社は東京地方裁判所を専属的裁判管轄にしたいが、V社はフランスを拠点としていることを考慮して、販売代理店契約における裁判管轄に関する条項の文言を「本契約に起因し又は関連する一切の紛争は、X社が訴訟を提起する場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、V社が訴訟を提起する場合は、パリ地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。」としたい。この内容で契約が成立した場合、X社が東京地方裁判所に訴訟提起したとしても、東京地方裁判所から請求却下とならない可能性が高い。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問23

X社は、Y社が所有する商標権Pを譲り受ける交渉をしている。ア～エを比較して、X社の担当者甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社からX社に商標権Pが譲渡されることになった。X社の代表取締役は甲であり、Y社の代表取締役は乙であるが、丙は両社の取締役である。そのため、X社及びY社の両方の取締役会の承認が必要である。
- イ 譲渡交渉が成立し、X社とY社の間で商標権Pの譲渡契約が締結された。この時Y社は清算中であった。この譲渡契約締結後、商標権Pに係る商標登録の移転登録申請をする前に、Y社の清算終了登記が完了してしまった。終了登記後に商標登録の移転登録申請をしようとしても、登記義務者であるY社が存在しないため、商標権Pの移転登録申請をすることはできない。
- ウ 譲渡交渉が成立し、Y社からX社に商標権Pが譲渡された。その後、譲渡による移転登録申請をする前に、X社は本社を移転した。この場合でも、登録権利者の欄にX社の新住所を記載することにより、一の申請で譲渡による移転登録申請の手続をすることができる。
- エ X社とY社の譲渡契約は成立せず、X社はY社から専用使用権の設定についてのライセンス契約を締結することになった。Y社は米国の企業であり、Y社の商標登録は国際登録であることから、Y社は国際登録簿へライセンスを記録することを望んでいる。国際登録簿へのライセンスの記録は、指定国である日本でも効力を有するため、別途、日本の商標登録原簿へ専用使用権の設定を登録する必要はない。



【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問24

日本国法人のX社は、商品PをW国からわが国に並行輸入することを検討している。商品Pは、商標Qが付されており、商標Qについては、W国とわが国でY社が商標権を有している。なお、Y社は、商標Qに係る商品の製造販売についてZ社との間で使用許諾契約を締結しており、W国から上記並行輸入をする場合は、商品Pは、Z社又はZ社の下請けが製造したものとなる。ア～エを比較して、当該並行輸入がわが国の商標Qに係る商標権を侵害しないようにするために、X社が、上記使用許諾契約をチェックする注意点として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 並行輸入しようとしている商品Pの製造地が、使用許諾契約の製造地として含まれているかどうかをチェックする。
- イ Z社はY社の書面による事前の同意なく、商品Pの製造、仕上げ又は梱包の下請けについての取り決めをすることを禁止されている規定が含まれているかどうかをチェックする。
- ウ 商品Pについて、使用許諾契約に、Z社がY社との間で販売先ないし使用地域からわが国を除外する規定が含まれているかどうかをチェックする。
- エ 使用許諾契約に、Z社が製造販売する商品として商品Pが含まれているかどうかをチェックする。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問25

次の文章は、ある下級審裁判例の一部である。ア～エを比較して、この裁判例に対するコメントとして、最も不適切と考えられるものはどれか。（なお、出題のため一部変更している。）

（被告各標章が、原告の各登録商標（「IKEA」指定役務35類、「イケア」指定商品6類ほか）と類似していることを肯定した上で、判決は以下の通り述べた）

「インターネットの検索エンジンの検索結果において表示されるウェブページの説明は、ウェブサイトの概要等を示す広告であるということが出来るから、これが表示されるようにhtmlファイルにメタタグないしタイトルタグを記載することは、役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する行為にあたる。そして、被告各標章は、htmlファイルにメタタグないしタイトルタグとして記載された結果、検索エンジンの検索結果において、被告サイトの内容の説明文ないし概要やホームページタイトルとして表示され、これらが被告サイトにおける家具等の小売業務の出所等を表示し、インターネットユーザーの目に触れることにより、顧客が被告サイトにアクセスするよう誘引するのであるから、メタタグないしタイトルタグとしての使用は、商標的使用にあたるということが出来る。」

「被告各標章は、原告の商品等表示である「IKEA」ないし「イケア」に類似し、また、両者とも家具等の小売を目的とするウェブサイトで使用され、現に、被告サイトを原告サイトと勘違いした旨の意見が複数原告のもとに寄せられていることが認められるから、被告各標章を使用する行為は、原告の営業等と混同を生じさせるものである。」

- ア 本判決は、メタタグないしタイトルタグに類似標章を記載することは、商標法第2条第3項第8号に該当する行為であるとしている。
- イ 本判決は、メタタグないしタイトルタグに類似標章を記載することは、出所表示機能を果たす態様での使用であり、商標的使用にあたるとしている。
- ウ メタタグの中には、検索エンジンの検索結果として表示されないものもあるが、本判決はこれを含めたメタタグへの類似標章の記載全般を商標権侵害に該当するとしている。
- エ 本件で被告が販売していたのは真正商品であるが、本判決は役務の出所についての誤認のおそれがあることから、商標権侵害を肯定している。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問26

X社の法務部の部長甲と部員乙が、商標権の侵害者に対する損害賠償請求について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「商標権が侵害された場合に、被害者が主張立証しなければならないのは、侵害の事実、侵害者の故意又は過失、侵害により生じた損害とその損害額ということになりますが、ここでは侵害の事実以外の要件について検討してみましょう。」
- 乙の発言1 「はい。まず故意又は過失という点については、侵害行為について過失が推定されるという規定を法は置いています。実務上この推定が覆されることは考えにくいところです。輸入業者が、商標を付された模倣品を真正商品と認識して並行輸入した場合であっても、過失の推定は覆されないという裁判例もあります。」
- 甲 「損害額についても推定規定はありますが、それらについて説明してください。」
- 乙 「はい。商標法第38条が推定規定です。第1項は、侵害者が侵害商品を譲渡したときは、その譲渡数量に、商標権者又は専用使用権者が、侵害行為がなければ販売できた商品の単位数量あたりの利益を乗じた額を、損害額とすることができる」と規定しています。」
- 甲 「そうですね。但し、商標権者又は専用使用権者の使用の能力を超えない限度で、という制約があります。では、侵害者の販売数量＝逸失した商標権者の販売数量という関係は常に成立しますか。」
- 乙の発言2 「いいえ。裁判例は、商標権者がその侵害行為がなければ販売することができたかどうかは、商標権者が侵害商標を付した商品と同一の商品を販売しているかどうか、販売の態様はどのようなものか、商標と商品の出所となる企業の営業上の信用とどの程度結びついていたのか、といったことを総合的に勘案して判断すべきだとしています。」
- 甲 「結果として、商標権侵害がなければ商標権者が自己の商品を販売できたという関係自体否定されることもあるということですね。」
- 乙 「そうですね。さっき挙げた裁判例では、商標権者と侵害者双方の状況を具体的に判断して、そのような結論を出しています。推定規定である第38条第2項は、侵害者の得た利益を損害額と推定する、というものですが、同裁判例では第2項の適用も否定しています。」
- 甲 「損害額の推定規定はまだありますよね。」
- 乙の発言3 「はい。第38条第3項で、商標権のライセンス料相当額を損害として請求できるとしています。この場合、商標権者は損害の発生を主張立証する必要はありませんが、最高裁は、侵害者が、損害の発生があり得ないことを主張立証することによって損害賠償の責めを免れることができるとしています。第38条の推定規定は被害者の主張立証責任を軽減する趣旨の規定であり、損害がない場合にまで損害賠償義務があるとすると不法行為法の基本的な枠組みを超えることになるからだと説明されています。」

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

甲 「そうですね。これらの推定規定は、いずれも商標権者又は専用使用権者が損害を主張する際に使えるものですが、独占的通常使用権者もこれらの規定を使って損害賠償を請求できますか。」

乙の発言4 「独占的通常使用権者が契約上の地位に基づいて登録商標の使用権を専有しているという事実状態を前提とすれば、独占的通常使用権者がこの事実状態に基づいて享受する利益についても一定の法的保護を与えるのが相当である、と述べて、独占的通常使用権者の損害賠償請求権を肯定した裁判例があります。専用使用権者が享受している利益も、使用権の専有という意味では同じですから、独占的通常使用権者にも第38条の規定は類推適用されますし、同裁判例もそのように判示しています。」

ア 発言1   イ 発言2   ウ 発言3   エ 発言4

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問27

X社の法務部の部長甲と部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「商標権の侵害といえるためには、使われた標章が登録商標と類似のものであって、指定商品又は指定役務に類似する商品又は役務に使われていなければなりません。商標権侵害といえない場合に対処する方法はありませんか。」

乙 「不正競争防止法第2条第1項第1号の混同惹起行為に該当すれば、当該標章の使用差止めや損害賠償請求が可能です。」

甲 「では、不正競争防止法第2条第1項第1号の要件を満たせば、常に同法違反ということができますか。」

乙 「いいえ。法は適用除外規定を置いていますので、除外規定に該当すれば違法ということにはなりません。」

甲 「では、除外規定の概要を説明してもらえますか。」

乙の発言1 「問題となっている標章が、普通名称又は慣用されている商品等表示の場合です。普通名称とは商品又は営業の一般的な名称として使用されているものです。形状、品質、機能等を説明的に表現するものも普通名称等とされています。『黒酢』が普通名称として認められた裁判例もあります。」

甲 「普通名称であれば、どのような使われ方をされていてもよいのですか。」

乙の発言2 「いいえ、普通に用いられる方法でなければならないとされています。これは一般取引上普通に行われる程度のものであることを要し、極めて特殊な字体で表現するとか特別な図案を施すとか、特定の商品を指示するに足りるように特に技巧を施して使用することは普通に用いられる方法とはいえません。」

甲 「他にはどうですか。」

乙の発言3 「自己の氏名を不正の目的なく使用する場合、適用除外が認められます。自己の氏名は、個人の本名だけでなく、芸名や雅号について、適用除外が認められた裁判例があります。法人名も同様であり、適用除外が認められないことはありません。」

乙の発言4 「あと、他人の商品等表示が周知性を獲得する前からその標章を不正の目的でなく使用していた場合には、既得権保護の見地から先使用权が認められ、適用除外となるとされています。使用は他人の商品等表示が周知性を獲得する前から継続して行われていなければなりません。使用態様が途中で変更されたりなどすると、この先使用权が認められなくなることがあります。」

ア 発言1    イ 発言2    ウ 発言3    エ 発言4

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問28

次の会話は、日本における知的財産権侵害品の輸入差止めに関するX社の知的財産部の部員甲とその上司乙の一連の会話である。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

乙 「先日、東京税関から商標権侵害の疑義貨物についての認定手続開始通知書が届いていたと思いますが、その後、どうなりましたか。」

甲 「報告が遅くなりましたが、弁護士と相談して意見書を提出する準備をしていたところ、輸入者が自発的に処理したために、意見書を提出する前に認定手続は終了しました。」

乙 「その『輸入者の自発的な処理』とは、輸入者は具体的にどのようなことをするのですか。」

甲の発言1 「輸入者は、認定手続の間に限り、疑義貨物の廃棄、滅却、任意放棄又は積戻しをすることができます。」

乙 「なるほど。商標権侵害の疑義貨物ですので、商標部分を切除するという対応もあり得そうですが、そのような対応は認められないのですか。」

甲の発言2 「輸入者はそういう対応も可能です。その場合、権利者は、税関から修正後の貨物についての意見を求められますが、商標部分が切除されている以上、商標権侵害を主張することは難しいです。」

乙 「それでは権利者は打つ手無しということですか。最近、商標を使用せずに商品形態のみ模倣している商品が散見されていますが、それには対応できないということですか。」

甲の発言3 「商品形態の模倣品については、不正競争防止法第2条第1項第3号違反の貨物として輸入差止めが可能です。」

乙 「なるほど。では、わが社の主力製品Aの形態について、輸入差止申立てを行うことを検討しましょう。申立手続は登録商標の場合と同じですか。」

甲の発言4 「商標権の場合とは違います。特に、不正競争防止法に係る輸入差止申立てにおいては、申立ての際に経済産業大臣の意見書が必要になります。」

ア 発言1   イ 発言2   ウ 発言3   エ 発言4

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問29

日本の税関において、家電メーカーX社の登録商標を付した疑義貨物について認定手続が開始されたところ、輸入者から、次の意見書が提出された。

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先日、貴税関より、私が輸入した貨物（本件貨物）がX社の商標権を侵害しているとして認定手続開始通知書を受領しましたが、以下の理由から、本件貨物の輸入は商標権侵害に該当しません。

①本件貨物は米国の正規販売代理店から購入したものです。

②本件貨物は2点ありますが、1点は自分用、もう1点は兄へのお土産として購入したものです。

以上のことから、本件貨物は商標権侵害品ではありません。仮に本件貨物の輸入が商標権侵害であるというのであれば、本件貨物が正規品でないことをX社が証明してください。

敬具

さらに、次の会話は、輸入者からの上記意見書についてのX社の知的財産部の部員甲とその同僚乙のものである。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

乙 「この輸入者の意見書についてどう思いますか。」

甲 「色々と嫌なことが書かれていますね。」

乙 「例えば何でしょうか。」

甲の発言1 「第1に、米国の正規販売代理店から購入したものが問題です。正規の販売代理店が販売していた場合、並行輸入の問題が生じます。①疑義貨物の商標が外国の商標権者等により適法に付されたものであり、②当該外国の商標権者とわが国の商標権者が同一人又は同一人と同視できる関係であり、③当該貨物がわが国の商標権者の商品と品質において実質的に差異がない場合には、真正品の並行輸入として輸入が認められます。」

乙 「そうですか。わが社の販売代理店から購入したというのは問題になるのですね。実際に、今回の疑義貨物は米国のわが社の販売代理店で販売しているものなのではないでしょうか。」

甲 「各国の販売商品についてはデータベースにまとめていますので、至急確認します。」

乙 「この意見書にある、『自分用』・『兄へのお土産』というのは意味があるのでしょうか。」

甲の発言2 「はい。関税法基本通達において、業として輸入されるものでないものは知的財産権侵害品にならない旨が規定されています。このため、個人使用目的の場合には、この『業として』に該当しないので、差止めできません。本件貨物は、品数が2

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

点ですので、個人使用目的と判断される可能性があります。貨物の数量が少ないからといって直ちに『業として』に該当しないわけではないので、輸入者に関する情報等を可能な範囲で集めてみようと思います。」

乙 「了解しました。ところで、意見書に『本件貨物が正規品でないことをX社が証明してください』とありますが、このようなことをわが社が証明しなければならないのでしょうか。」

甲の発言3 「そのようなことはありません。商標権侵害訴訟においては商標の使用権原があることは被告の抗弁になりますので、本件においても輸入する正当な権原があることや真正品の並行輸入であること等を輸入者が主張立証するべきと考えます。」

乙 「なるほど。しかし、今回の輸入者は頑なに争っている感じがしますが、認定手続で侵害認定をされれば手続は終了という理解でよいですか。」

甲の発言4 「その通りです。認定結果に対する不服申立手続はありません。」

乙 「なるほど。それでは、輸入者の意見書にはしっかり反論しておく必要がありますね。」

ア 発言1   イ 発言2   ウ 発言3   エ 発言4



【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問30

次の会話は、中国の杭州税関から商標権侵害の疑いのある輸出貨物が見つかった旨の連絡を受領したX社の知的財産部の部員甲とその同僚乙のものである。ア～ウを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- 乙 「杭州税関から輸出貨物が商標権侵害品かどうかの確認を求められていますが、これはいつまでに回答すればいいのでしょうか。」
- 甲 「3営業日以内に回答する必要があります。」
- 乙 「明日から連休ですが、『営業日』ということは、連休明けに回答すればいいですね。」
- 甲の発言1 「いいえ。明日からの連休は日本だけのものですので、中国では『営業日』になります。中国の税関の手続ですので、中国での『営業日』で計算する必要があります。」
- 乙 「そうですか。そうすると、連休中に確認しなければいけませんね。」
- 甲 「残念ですが、そうなります。」
- 乙 「ところで、侵害品でない貨物を誤って侵害品として差止申請をした場合はどうなるのでしょうか。」
- 甲の発言2 「輸出者からわが社が訴えられる可能性があります。特にOEM製品の場合には、裁判所に商標権侵害でないと判断される可能性があるため、注意が必要です。」
- 乙 「税関が訴えられるというケースはないのでしょうか。」
- 甲の発言3 「ご指摘の通り、輸出差止決定が違法であるとして、輸出者が税関を相手に行政訴訟を提起することもあります。この場合、税関と輸出者との間の訴訟になりますが、わが社も関係者ですので当該訴訟に参加しなければなりません。」
- 乙 「なるほど。税関に迷惑をかけないためにも鑑定は慎重に行う必要がありますね。ところで、輸出貨物が侵害品であった場合、わが社から輸出者に対して損害賠償請求訴訟を提起することは可能でしょうか。」
- 甲 「それは可能です。実際に、訴えを提起して損害賠償が認められた事例もあります。」

ア 発言1   イ 発言2   ウ 発言3

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問31

X社は、製品Aに関し中国で商標を出願することを考えている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国では、音声標識・単一の色彩、共に商標登録することができる。
- イ 中国での商標出願数は非常に多いが、商標権侵害訴訟数は日本と大差ない上に減少しており、事前の権利調査や出願の必要性はそれほど高くない。
- ウ X社が自らの社名を中国で企業名称として登記していた場合でも、製品上の表示方法によっては社名が中国現地の商標権を侵害する可能性がある。
- エ 製品Aが中国で馳名商標の認定を得ることができた場合には、当該認定はその後の侵害案件においても有効なものとして扱われる。

問32

オーディオメーカーのX社は、オーディオシステムについて中国で意匠権を取得することを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国における意匠出願については、新規性のない意匠は基本的に登録されない。
- イ 中国では組物意匠が認められており、アンプとスピーカーボックス等、同一の類別で一組で販売し又は使用する意匠は1つの出願とすることができる。
- ウ 意匠権の要件である新規性については国内公知主義がとられているため、日本で公知となった意匠も中国で登録される。
- エ 中国における意匠権の存続期間は日本と同様、設定登録日から20年である。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問33

X社の知的財産部の部長甲と中国担当の部員乙が、中国での模倣品対策について会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「中国で模倣品を取り締まるためにはどのような方法がありますか。」  
乙 「日本と同様、民事訴訟を提起して製造の差止めや損害賠償を求めることができると共に、事案が悪質な場合には刑事責任の追及を求めることができます。また、日本と異なり行政機関に対し取締りを求めることができることが中国の大きな特徴ですが、行政機関は必ずしも日本の特許庁にあたる知識産権局ではないことに注意が必要です。」
- イ 甲 「意匠権について、日本等で正当なライセンスを経て販売された製品が中国に輸出された場合、中国で意匠権侵害として取締りを求めることはできますか。」  
乙 「いわゆる並行輸入の問題については、中国法上国際消尽理論が採用されており、正当なライセンスを経て販売された製品が中国に輸出された場合の取締りは基本的に認められないと考えます。」
- ウ 甲 「中国の裁判では地方の地元企業保護の観点から地元企業にとって有利な判断が出ることも多いと聞きますが、商標権を侵害する模倣品業者に対して裁判を提起する場合、どこに訴えることができますか。」  
乙 「例えば製造業者が広東省、販売業者が北京市にいる場合、製造業者と販売業者を共同被告として北京市の人民法院に訴訟提起することも可能です。」
- エ 甲 「中国で商標権侵害に関する、いわゆる懲罰的損害賠償は導入されていますか。」  
乙 「中国においては現在のところ、いわゆる懲罰的損害賠償は導入されていません。」

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問34

日本の総合商社X社は、米国でアパレルビジネスを展開する同じく日本企業Y社の買収を計画している。Y社が米国で保有する商標の移転に伴い、X社の知的財産権部門が米国における商標権の譲渡手続について調査している。ア～エを比較して、次の空欄  に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

X社の知的財産権部門は、米国商標法第10（15 U.S.C. § 1060）条により、連邦商標登録の譲渡は、有効な約因を伴い、次の英文による法的に有効な形で行わなければならないことを確認する。

15 U.S.C. § 1060(a) A registered mark or a mark for which an application to register has been filed shall be assignable with  of the business in which the mark is used, or with that part of  of the business connected with the use of and symbolized mark.

- ア the profitability
- イ the good standing
- ウ the good will
- エ the stability

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 7 財務会計・管理会計のクラウドSaaS型ソフトウェア「XOOXY」を開発する株式会社シーシー社が、「XOOXY」の米国展開に伴い、当該商品の連邦商標登録について特許事務所CBAに相談している。問35～問37に答えなさい。

問35

商標「XOOXY」の指定商品・役務の記載として、株式会社シーシー社では、次の英文説明で連邦商標出願することに決定した。ア～エを比較して、出願コストを抑えるために1区分のみ出願を希望する株式会社シーシー社に対し特許事務所CBAがアドバイスする区分として、最も適切と考えられるものはどれか。

Providing on-line non-downloadable software for enterprise resource planning for commercial use.

- ア 第25類
- イ 第9類
- ウ 第42類
- エ 第16類

問36

使用主義を基礎とする米国での商標権取得について、株式会社シーシー社は、州際間での商標の使用をどのように証明すべきかを、連邦商標出願前から理解しておきたいと考えている。ア～エを比較して、米国特許商標庁（USPTO）に提出する商標「XOOXY」の使用証拠に関する特許事務所CBAのアドバイスとして、最も適切と考えられるものはどれか。但し、すべての商標見本において商標「XOOXY」のマークが付されていることとする。

- ア 米国で開催される見本市での展示スペースの写真を撮影し提出する。
- イ 消費者がソフトウェアの概要を確認し利用できる英文ウェブサイトのページをキャプチャしたものを提出する。
- ウ 英文で書かれた会社の名刺を提出する。
- エ 当該ソフトウェアの営業チームが使用する会社概要が説明される英文パンフレットを提出する。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問37

株式会社シーシー社は、商標「XOOXY」を文字とデザインを組み合わせたマークとすることを希望している。しかし、社内においてデザインの方向性が定まらないことから、出願した後にデザイン変更が可能か否かを知りたいと考えている。ア～エを比較して、連邦商標登録がされる前の段階における出願デザインの変更に関する特許事務所CBAのアドバイスとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア XOOXYという文字商標の同一・類似商標が存在していないのであれば、出願後、デザイン部分の変更は問題なく実施することができる。また、デザインを変更しても連邦商標の登録には問題ない。
- イ 使用主義の米国においては、どれだけマイナーな変更であっても、出願後のデザイン変更は一切認められない。デザインを変更すると、連邦商標登録ができなくなる。
- ウ マドリッド・プロトコルに基づく出願であれば、登録前のデザイン変更は自由に行うことができる。デザインを変更しても連邦商標の登録には問題ない。
- エ XOOXYのデザイン部分の色彩の主張がなく、白黒の商標で出願されている場合は、色彩の変更は認められる。デザインの色彩変更であれば、連邦商標の登録には問題ない。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 8 特許事務所CBAに依頼し、商標「Software XOOXY」のデザインマークを連邦商標出願した株式会社シーシー社が、次の拒絶理由通知（以下「オフィスアクション」という）を米国特許商標庁（USPTO）から受け取った。問38～問39に答えなさい。

UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE (USPTO)  
OFFICE ACTION (OFFICIAL LETTER)  
ABOUT APPLICANT'S TRADEMARK APPLICATION

U.S. APPLICATION SERIAL NO. 9x89xx55

MARK: Software XOOXY

\*9x89xx55\*

CORRESPONDENT ADDRESS:

Mr. Attorney

Address

APPLICANT: CC Inc.

OFFICE ACTION  
STRICT DEADLINE TO RESPOND TO THIS LETTER

TO AVOID ABANDONMENT OF APPLICANT'S TRADEMARK APPLICATION, THE USPTO MUST RECEIVE APPLICANT'S COMPLETE RESPONSE TO THIS LETTER WITHIN  OF THE ISSUE/MAILING DATE BELOW.

ISSUE/MAILING DATE: 2/10/2016

SEARCH OF OFFICE'S DATABASE OF MARKS

The trademark examining attorney has searched the Office's database of registered and pending marks and has found no conflicting marks that would bar registration under Trademark Act Section 2(d). TMEP §704.02; see 15 U.S.C. §1052(d).

(次ページに続く)

DISCLAIMER REQUIRED

Applicant must disclaim the wording “Software” because it merely describes an ingredient, quality, characteristic, function, feature, purpose, or use of applicant’s goods and/or services, and thus is an unregistrable component of the mark. See 15 U.S.C. §§1052(e)(1), 1056(a); DuoProSS Meditech Corp. v. Inviro Med. Devices, Ltd., 695 F.3d 1247, 1251, 103 USPQ2d 1753, 1755 (Fed. Cir. 2012) (quoting In re Oppedahl & Larson LLP, 373 F.3d 1171, 1173, 71 USPQ2d 1370, 1371 (Fed. Cir. 2004)); TMEP §§1213, 1213.03(a).

An applicant may not claim exclusive rights to terms that others may need to use to describe their goods and/or services in the marketplace. See Dena Corp. v. Belvedere Int’l, Inc., 950 F.2d 1555, 1560, 21 USPQ2d 1047, 1051 (Fed. Cir. 1991); In re Aug. Storck KG, 218 USPQ 823, 825 (TTAB 1983). A disclaimer of unregistrable matter does not affect the appearance of the mark; that is, a disclaimer does not physically remove the disclaimed matter from the mark. See Schwarzkopf v. John H. Breck, Inc., 340 F.2d 978, 978, 144 USPQ 433, 433 (C.C.P.A. 1965); TMEP §1213.

If applicant does not provide the required disclaimer, the USPTO may refuse to register the entire mark. See In re Stereotaxis Inc., 429 F.3d 1039, 1040-41, 77 USPQ2d 1087, 1088-89 (Fed. Cir. 2005); TMEP §1213.01(b).

AMENDMENT OF MARK DESCRIPTION

The description of the mark is accurate but incomplete because it does not describe all the significant aspects of the applied-for mark. Applications for marks not in standard characters must include an accurate and concise description of the entire mark that identifies literal elements as well as any design elements. See 37 C.F.R. §2.37; TMEP §§808 et seq.

Therefore, applicant must provide a more complete description of the applied-for mark.

問38

ア～エを比較して、株式会社シーシー社が受け取ったオフィスアクションの応答期限と空欄  に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 2016年5月10日,  = 3 Months
- イ 2016年3月2日,  = 3 Weeks
- ウ 2016年8月10日,  = 6 Months
- エ 2016年11月10日,  = 9 Months



【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問39

ア～エを比較して、株式会社シーシー社が受け取ったオフィスアクションの内容として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標「Software XOOXY」には記述的な表現が含まれていることから、出願商標の一定部分の権利不要求を求められている。
- イ 商標「Software XOOXY」のデザインが、連邦商標登録されている別の商標と類似するため、消費者に対して混乱を生じさせる可能性がある。
- ウ 商標「Software XOOXY」の指定商品・役務の記載から、選択される区分が適切ではないと判断され、区分の変更・追加を求められている。
- エ 商標「Software XOOXY」は記述的商標として、本質的に識別力を有さないことから、主登録ではなく補助登録に変更するよう求められている。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 9 日本のアパレルメーカーX社は、新しい被服ブランド「KÜTAM」を日本、米国、シンガポール、中国、韓国で同時展開予定である。日本では、欧文字「KÜTAM」に加え、その称呼の片仮名である「クータム」も使用する可能性が高い。また、海外については、X社の子会社Y社が事業展開することになっている。X社の法務部の部員甲は、事業部の部員乙とともに商標の権利化の進め方について検討している。問40～問42に答えなさい。

問40

ア～エを比較して、次の乙の質問に対する甲の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

乙の質問：

「今回のように、海外について複数の国で商標権を取得したい場合に、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願という制度があると聞いています。この制度にはどのようなメリットがあるのでしょうか。」

- ア 「1つの願書で複数の国を指定して権利化することができますので、国毎に代理人を介して現地語で出願する手間が省け、費用も節約できます。」
- イ 「国際登録出願の審査は、方式、実体共に国際事務局において一括して行われるため、各国の特許庁における審査を待つ必要がなく、早期権利化が可能です。」
- ウ 「国際登録後は国際事務局における国際登録簿により権利関係が一元管理されるので、更新手続、権利者の表示や名義の変更手続を一括で行うことができます。指定国毎に手続を行う手間が省け、大変便利です。」
- エ 「将来、新たに他の国々でもブランド展開することになった場合には、その国々がマドリッド・プロトコル加盟国であれば、原則として同じ国際登録において事後指定という手続で指定国の追加が可能です。共通の国際登録番号のもとに新たに追加した国における権利も管理していくことができます。」

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問41

ア～エを比較して、今回マドリッド・プロトコルによる国際登録出願を進めるにあたり、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本では欧文字「KÜTAM」に加え片仮名「クータム」も使用予定であることから、日本出願は欧文字と片仮名の二段併記の態様で出願し、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願の際には、当該日本出願の欧文字部分のみを基礎とすればよいと考えた。
- イ 基礎とする日本出願についてはX社名義で進めて問題ないが、海外については子会社Y社が事業展開するということなので、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願はY社名義にしようと考えた。
- ウ 今回海外で権利化を希望する国のうち中国はマドリッド・プロトコルに加盟していないことから、中国のみ直接個別出願とし、その他の国についてマドリッド・プロトコルによる国際登録出願を行おうと考えた。
- エ 指定商品について、日本では「被服」（第25類）を指定するところ、海外は、シンガポール、中国、韓国は同一の「clothing（被服）」で問題ないが、使用主義であって使用対象商品の具体的表示が求められる米国については、スムーズに登録を得るため、例えば「clothing, namely, T-shirts, pants, skirts, cardigans, jackets, coats」というふう実際に使用する商品に限定しようと考えた。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問42

ア～エを比較して、セントラルアタックについての次の甲の発言の空欄  ～  に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

「国際登録日から  年間は、国際登録の保護は本国官庁における基礎出願・基礎登録に従属します。具体的には、国際登録の日から  年以内に、基礎出願が拒絶、取下げ、若しくは放棄となった場合、又は基礎登録が期間満了、無効若しくは取消しとなった場合には、取り消された範囲内で国際登録の全部又は一部が取り消されます。また、基礎出願等の指定商品・役務を減縮し登録になった場合も、商標登録等の商品・役務が減縮された範囲で、国際登録簿に記録された商品・役務が取消しとなります。このように、基礎出願・基礎登録の無効・取消しにより国際登録が取り消されることを『セントラルアタック』と呼びます。その際、救済措置として、国際登録の名義人は、各指定国において国際登録を国内出願へ変更することができます。国際登録簿に取消しが記録された日から  カ月以内に当該変更出願の手続を行うことで、国際登録日（又は事後指定日）を出願日として維持することが可能です。」

- ア  = 5     = 3  
イ  = 5     = 5  
ウ  = 3     = 3  
エ  = 3     = 5

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

10 リー・コーネ（Lee Kone）氏（以下「リー氏」という）はLeeko Caps and Hatsという名称で、自らの製作する帽子を製造販売する工房兼販売店をフィンランドのヘルシンキにて開いた。「Leeko」という語は彼女の姓名の短縮形で、彼女の帽子の雰囲気合うものを考えて付けた。一方、スペインの大企業である帽子メーカーReeco社は、南欧で自社名を付した帽子を製造販売している。Reeco社は、帽子について使用される登録済みのEU商標「Reeco」を有している。問43～問45に答えなさい。

問43

ア～エを比較して、リー氏が商標「Leeko」の権利化をする際に、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア リー氏は、将来的にEU加盟国全域で彼女が製作する帽子と、現在開発中で近い将来販売開始を予定している帽子用ひさし、帽子用骨組みを販売する目的で、ニース分類の類見出し（Class heading）に沿い、Class 25: Clothing, footwear, headgear.を指定して「Leeko」についてEU出願を行った。
- イ Reeco社は、帽子に使用される商標「Reeco」に関するEU商標を有しているが、リー氏のEU出願に言及するSurveillance LetterをEUIPOより受領した。
- ウ リー氏は、EU search Reportを受領しなかった。これはEU出願時にEU search Reportを要求していなかったためである。
- エ リー氏は、Reeco社から交渉のための連絡を受けた。欧州商標弁理士に相談したところ、この大企業の名称の綴りは彼女の姓名の短縮形の綴りとは異なるにもかかわらず、法的な問題が生じ得ると説明された。

問44

Reeco社は、自社のEU商標に類似する商標に関する「Leeko」がEU出願されていることを知った。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア Reeco社は、類似するEU商標に関する出願がマドリッド・プロトコル経由であった場合には、EUIPOによる公告の日から1カ月経過後より異議を申し立てることができたが、EUIPOへ直接なされた出願であったため、公告の日から3カ月が経過するのを待って、異議を申し立てた。
- イ 異議申立ての後、交渉の可能性を探るため、代理人を通してリー氏へ連絡した。
- ウ Reeco社から連絡を受けたリー氏は、事業予算が限られているため、Reeco社と自ら直接交渉することとした。
- エ Reeco社とリー氏は、商標の共存の可能性について協議した。

【第26回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問45

リー氏は、事業の名称変更を検討している。名称変更の背景には、同一の商品に使用される類似する先行E U商標の存在があった。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア リー氏のE U商標出願に対する異議申立てに関するクーリングオフ期間中に、リー氏と先行商標の所有者Reeco社は、商標の共存の可能性について協議を行ったが、その間並行してE U I P O内で手続が進み、出願商標は登録された。
- イ 先行商標の所有者は、帽子を除いたいかなる製品の生産も認めず、名称を常にロゴと共に使用することを要求したが、リー氏は既に帽子に添えて使用するピンバッジについてのアイデアがあったため、要求を拒否した。
- ウ リー氏はE Uで商標が登録されていないことに鑑み、商標「Leeko」を付した帽子の販売は保留していたが、会社名としての使用を開始した。
- エ 新名称についてE U出願したが、出願後公告前に新名称を用いて事業を開始した。

【1級学科】

番号 正解

- 問1 イ
- 問2 イ
- 問3 ア
- 問4 イ
- 問5 ウ
- 問6 ア
- 問7 ア
- 問8 イ
- 問9 エ
- 問10 ウ
- 問11 エ
- 問12 イ
- 問13 エ
- 問14 ウ
- 問15 ア
- 問16 イ
- 問17 イ
- 問18 ウ
- 問19 イ
- 問20 ウ
- 問21 エ
- 問22 ウ
- 問23 ウ
- 問24 ウ
- 問25 ウ
- 問26 エ
- 問27 ウ
- 問28 ア
- 問29 エ
- 問30 ウ
- 問31 ウ
- 問32 イ
- 問33 エ
- 問34 ウ
- 問35 ウ
- 問36 イ
- 問37 エ
- 問38 ウ
- 問39 ア
- 問40 イ
- 問41 エ
- 問42 ア
- 問43 ア
- 問44 ア
- 問45 イ